

大牟田市地域防災計画

平成 26 年 2 月

令和 6 年 5 月改定

大牟田市防災会議

<第1編 総則>

第1章 計画の目的・性格等.....	1
第1節 目 的.....	1
第2節 性 格.....	1
第3節 構 成.....	2
第4節 用 語.....	4
第2章 大牟田市の特性.....	5
第1節 自然環境.....	5
第1項 地 勢.....	5
第2項 自然条件.....	5
第2節 社会環境.....	7
第1項 社会環境.....	7
第3節 本市の災害の特色.....	8
第1項 既往災害事例.....	8
第3章 災害の想定.....	13
第1節 風水害等.....	13
第2節 地震・津波災害.....	15
第3節 大規模事故災害等.....	20
第4章 防災関係機関等の役割・業務.....	22
第1節 役割及び業務.....	22
第1項 大牟田市.....	22
第2項 福岡県.....	23
第3項 消防機関.....	25
第4項 自衛隊.....	25
第5項 指定地方行政機関.....	26
第6項 指定公共機関及び指定地方公共機関.....	29
第2節 市民・事業所等の役割.....	33
第1項 市 民.....	33
第2項 事業所等.....	33
第5章 計画の運用及び周知.....	34
第1節 計画の運用.....	34
第1項 平常時の運用.....	34
第2項 災害時の運用.....	34
第2節 計画の周知.....	34

<第2編 災害予防計画>

第1章 防災基盤の強化.....	1
第1節 災害に強いまちづくりの推進.....	1
第1項 災害に強い市街地の整備.....	2
第2項 防災空間の確保.....	3
第3項 河川等の改修.....	3
第4項 土石流・地すべり・急傾斜地崩壊対策等.....	5
第5項 海岸高潮対策.....	7
第6項 道路の整備.....	8
第7項 橋梁等の長寿命化.....	8
第8項 液状化対策.....	8
第9項 建築物等の不燃化・耐震化.....	8
第10項 文化財等の災害予防対策.....	10
第11項 防災拠点施設の整備.....	10
第12項 ライフライン施設の整備.....	10
第13項 地籍調査の推進.....	11
第2章 市民等の防災力の向上.....	12
第1節 市民が行う防災対策の促進.....	12
第1項 市民が行う防災対策の促進.....	12
第2節 地域での防災力を高めるコミュニティ形成の促進.....	14
第1項 コミュニティ形成の促進と自主防災組織の強化.....	14
第3節 事業所等による防災対策の促進.....	16
第1項 事業所等による防災対策の促進.....	16
第4節 防災意識向上のための普及啓発.....	18
第1項 市民の防災意識向上のための普及啓発.....	18
第5節 防災教育の充実.....	19
第1項 防災教育の充実.....	19
第3章 効果的な応急活動のための事前対策.....	21
第1節 広域的な協力体制の強化.....	21
第1項 応援協力体制の強化.....	21
第2節 災害対策本部の機能強化と円滑な初動体制の確立.....	23
第1項 災害対策本部機能の強化.....	23
第2項 円滑な初動体制の確立.....	24
第3節 情報管理体制の整備.....	25
第1項 災害緊急情報の収集・管理.....	25
第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化.....	26
第3項 地域における緊急連絡網の整備促進.....	27
第4節 避難所機能の強化.....	28
第1項 避難所等の整備.....	28
第2項 避難所の開設・運営体制等の整備.....	35
第5節 要配慮者の支援体制の確立.....	37
第1項 支援体制の確立.....	37

第2項	社会福祉施設等の活用.....	39
第6節	計画的な災害物資の備蓄.....	41
第1項	計画的な災害物資の備蓄.....	41
第7節	大規模事故災害等予防対策の推進.....	42
第1項	大規模事故災害の防止.....	42
第2項	危険物等災害の防止.....	43
第3項	海上災害の防止.....	44
第4項	林野火災の防止.....	44
第5項	放射線災害の防止.....	44
第6項	原子力災害の予防対策の推進.....	45
第8節	業務・事業継続計画(BCP)の策定.....	46
第1項	業務・事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定.....	46
第9節	被災者支援システムの導入.....	47
第1項	被災者支援システムの導入.....	47
第10節	災害ボランティアとの連携体制の構築.....	48
第1項	災害ボランティアの活動環境等の整備.....	48
第11節	応急対策のための環境整備.....	49
第1項	救助・医療体制の整備.....	49
第2項	交通輸送体制の整備.....	50
第3項	防疫、清掃体制の整備.....	51
第4項	建物対策の推進.....	51

<第3編 風水害応急対策計画>

第1章 応急活動体制の確立.....	1
第1節 組織体制.....	1
第1項 組織体系.....	1
第2節 動員配備.....	13
第1項 職員の配備.....	13
第3節 支援受付体制の確立.....	14
第1項 災害時受援計画に定める応援要請.....	14
第2項 県に対する応援要請.....	15
第3項 自衛隊の受け入れ.....	15
第4項 広域応援の受け入れ.....	16
第5項 災害ボランティアセンター.....	19
第4節 災害救助法の適用.....	21
第1項 災害救助法の適用基準.....	21
第2項 災害救助法の適用手続き.....	23
第3項 救助の実施者.....	24
第2章 情報収集・伝達.....	25
第1節 気象情報や被害情報等の収集・伝達.....	25
第1項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表.....	25
第2項 気象情報等の伝達.....	27
第3項 通信体制の確保.....	29
第4項 被害情報の収集・調査・報告.....	30
第2節 災害広報・広聴.....	34
第1項 災害広報活動.....	34
第2項 報道機関を通じた広報.....	35
第3項 相談窓口の設置.....	36
第3章 避難対策.....	37
第1節 発令基準に基づく避難指示等の発令.....	37
第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令.....	37
第2節 避難所の開設・運営.....	45
第1項 避難活動.....	45
第2項 避難所の開設・運営.....	47
第3項 避難所外避難者の支援対策.....	48
第3節 福祉避難所の開設・運営.....	50
第1項 福祉避難所の開設・運営.....	50
第4章 水防活動.....	52
第1節 水防活動.....	52
第1項 水防活動.....	52
第5章 交通・緊急輸送対策.....	53
第1節 交通対策の実施.....	53
第1項 道路交通対策.....	53
第2項 海上交通対策.....	53

第3項 交通施設の応急対策.....	54
第2節 緊急輸送対策の実施.....	57
第1項 緊急輸送体制の確立.....	57
第2項 緊急輸送.....	58
第6章 消防・救急・救助・救援活動.....	60
第1節 消防活動.....	60
第1項 消防活動.....	60
第2節 救急・救助活動.....	61
第1項 救急・救助活動.....	61
第3節 医療救護活動.....	63
第1項 応急医療活動.....	63
第2項 被災者等への医療活動.....	65
第3項 防疫活動.....	66
第7章 生活関連対策.....	67
第1節 要配慮者の支援.....	67
第1項 要配慮者への対応.....	67
第2項 社会福祉施設入所者等への対策.....	69
第2節 食糧・生活必需品の供給.....	70
第1項 応急給水活動.....	70
第2項 食糧・生活必需品の供給.....	71
第3項 救援物資の供給.....	73
第3節 災害廃棄物の処理.....	74
第1項 災害廃棄物の処理.....	74
第2項 し尿の処理.....	75
第4節 遺体の処理.....	76
第1項 遺体の処置.....	76
第2項 遺体の埋火葬.....	77
第5節 応急教育.....	78
第1項 事前の措置.....	78
第2項 応急教育.....	78
第6節 動物対策.....	81
第1項 動物対策.....	81
第8章 ライフライン施設対策.....	82
第1節 ライフライン施設の応急対策.....	82
第1項 電気・ガス施設の応急対策.....	82
第2項 上・下水道施設の応急対策.....	85
第3項 電気通信設備の応急復旧対策.....	86

<第4編 地震・津波応急対策計画>

第1章 応急活動体制の確立.....	1
第1節 組織体系.....	1
第1項 組織体系.....	1
第2節 動員配備.....	13
第1項 職員の動員.....	13
第3節 支援受入体制の確立.....	14
第1項 災害時受援計画に定める応援要請.....	14
第2項 県に対する応援要請.....	15
第3項 自衛隊の受け入れ.....	15
第4項 広域応援の受け入れ.....	16
第5項 災害ボランティアセンター.....	19
第4節 災害救助法の適用.....	21
第1項 災害救助法の適用基準.....	21
第2項 災害救助法の適用手続き.....	23
第3項 救助の実施者.....	24
第2章 情報収集・伝達.....	25
第1節 地震・津波情報や被害情報等の収集・伝達.....	25
第1項 気象庁、県、市からの地震・津波情報等の発表.....	25
第2項 地震・津波情報等の伝達.....	28
第3項 通信体制の確保.....	29
第4項 被害情報の収集・調査・報告.....	31
第2節 災害広報・広聴.....	34
第1項 災害広報活動.....	34
第2項 報道機関を通じた広報.....	35
第3項 相談窓口の設置.....	36
第3章 避難対策.....	37
第1節 発令基準に基づく避難指示等の発令.....	37
第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令.....	37
第2節 避難所の開設・運営.....	41
第1項 避難活動.....	41
第2項 避難所の開設・運営.....	43
第3項 避難所外避難者の支援対策.....	44
第3節 福祉避難所の開設・運営.....	45
第1項 福祉避難所の開設・運営.....	45
第4章 水防活動.....	47
第1節 水防活動.....	47
第1項 水防活動.....	47
第5章 交通・緊急輸送対策.....	48
第1節 交通対策の実施.....	48
第1項 道路交通対策.....	48
第2項 海上交通対策.....	48

第3項 交通施設の応急対策.....	49
第2節 緊急輸送対策の実施.....	52
第1項 緊急輸送体制の確立.....	52
第2項 緊急輸送.....	53
第6章 消防・救急・救助・救援活動.....	55
第1節 消防活動.....	55
第1項 消防活動.....	55
第2節 救急・救助活動.....	56
第1項 救急・救助活動.....	56
第3節 医療救護活動.....	58
第1項 応急医療活動.....	58
第2項 被災者等への医療活動.....	60
第3項 防疫活動.....	61
第7章 生活関連対策.....	62
第1節 要配慮者の支援.....	62
第1項 要配慮者への対応.....	62
第2項 社会福祉施設入所者等への対策.....	64
第2節 食糧・生活必需品の供給.....	65
第1項 応急給水活動.....	65
第2項 食糧・生活必需品の供給.....	66
第3項 救援物資の供給.....	68
第3節 災害廃棄物等の処理.....	69
第1項 災害廃棄物の処理.....	69
第2項 し尿の処理.....	70
第4節 遺体の処置.....	71
第1項 遺体の処置.....	71
第2項 遺体の埋火葬.....	72
第5節 応急教育.....	73
第1項 事前の措置.....	73
第2項 応急教育.....	73
第6節 動物対策.....	75
第1項 動物対策.....	75
第7節 住宅対策.....	76
第1項 被災建築物の応急危険度判定.....	76
第2項 被災建築物の解体・撤去.....	77
第3項 被災宅地の危険度判定.....	77
第8章 ライフライン施設対策.....	78
第1節 ライフライン施設の応急対策.....	78
第1項 電気・ガス施設の応急対策.....	78
第2項 上・下水道施設の応急対策.....	81
第3項 電気通信設備の応急復旧対策.....	82

<第5編 大規模事故災害等応急対策計画>

第1章 大規模事故災害対策.....	1
第1節 大規模事故災害の応急対策.....	1
第1項 応急活動体制.....	1
第2項 応急活動.....	5
第2章 危険物等災害対策.....	7
第1節 危険物等災害の応急対策.....	7
第1項 応急活動体制.....	7
第2項 応急活動.....	11
第3章 海上災害対策.....	13
第1節 海上流出油災害の応急対策.....	13
第1項 応急活動体制.....	13
第2項 応急活動.....	16
第2節 海難事故の応急対策.....	19
第1項 応急活動体制.....	19
第2項 応急活動.....	22
第4章 林野火災対策.....	24
第1節 林野火災の応急対策.....	24
第1項 応急活動体制.....	24
第2項 応急活動.....	26
第5章 放射線災害対策.....	28
第1節 放射線災害の応急対策.....	28
第1項 応急活動体制.....	28
第2項 応急活動.....	29
第6章 原子力災害対策.....	31
第1節 原子力災害の応急対策.....	31
第1項 応急活動体制.....	31
第2項 応急活動.....	34

<第6編 災害復旧・復興計画>

第1章 災害復旧事業の推進.....	1
第1節 災害復旧事業の推進.....	1
第1項 災害復旧事業の推進.....	1
第2項 激甚災害の指定.....	4
第3項 激甚災害指定後に実施する事業.....	5
第2章 生活再建等の支援.....	6
第1節 被災者への支援.....	6
第1項 生活相談.....	7
第2項 雇用機会の確保.....	7
第3項 義援金品の受付及び配分.....	7
第4項 災害弔慰金等の支給.....	7
第5項 災害援護資金等の貸し付け.....	10
第6項 郵便事業の特例措置.....	11
第7項 租税の徴収猶予、減免等.....	12
第8項 り災証明書等の交付.....	12
第9項 被災した住宅の応急修理.....	12
第10項 応急仮設住宅の建設.....	12
第11項 災害公営住宅等の整備.....	12
第12項 災害時の風評被害を防止するための啓発.....	13
第3章 地域経済復興への支援.....	14
第1節 地域経済復興への支援.....	14
第1項 商工業関係者への融資.....	14
第2項 農林漁業関係者への融資.....	15
第4章 復興計画の推進.....	16
第1節 復興計画の推進.....	16
第1項 復興計画の作成.....	16
第2項 復興に対する合意形成.....	16
第3項 復興計画の推進.....	16

